

定款の変更（案）

愛知県民文化局社会活動推進課より、理事が急に複数退任した際にも遅滞なく公正に法人の運営を行えるよう、定款上の役員数は実際の役員数を下回るように定款で定めておいた方が良くと助言をいただきましたので、下記のように定款変更を提案します。

変更の内容	新（変更後）	旧（変更前）
	特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク定款 略 第5章 役員及び職員 （種別及び定数） 第19条 この法人に次の役員を置く。 1 理事 10人 2 監事 1人 略 <u>附則</u> <u>この定款は、令和7年5月19日から施行する。</u>	特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク定款 略 第5章 役員及び職員 （種別及び定数） 第19条 この法人に次の役員を置く。 1 理事 13人 2 監事 2人